原子力委員会国際専門部会での一つの考え方(メモ)

2009年11月20日 内藤 正久

提示された論点についての私の考え方を述べておきたい。

第 1 点は、日本の基本的 stance は振れない形で一貫して堅持し、機会に応じて常時発信し続けることが必要である。

具体的には

世界唯一の被爆国としての体験を踏まえ、世界に<u>核不拡散と核廃絶を求め続ける。</u>

第2点は、平和利用のための国際モデル規範については、<u>日本の制度、体制、技術その他の運用実績</u>を一般に原子力の平和利用を行う場合の<u>国際的モデルとして提示</u>し、必要に応じて<u>改良を続ける</u>ことである。

- 1) 原子力平和利用国が、平和利用と軍事利用を峻別し、<u>平和利用部分を透明化</u>することを主張し、必要に応じて改良を続ける。そのチェック・システムとして IAEA による保障措置や国連、OECD 等の原子力への貢献の重要性を発信する。
- 2) 日本の原子力の平和利用についての対応を国際的に support する主要国は米国であることを踏まえ、<u>日米外交関係の緊密化を維持</u>することが不可欠である。(2018年の「日米原子力協定の改訂」一つを考えても、Carter政権時を振り返っても、日米関係の円滑化が不可欠である。)
- 第3点は、国際外交、政治上の発信が国際的合意として制度化されるには時間がかかることを踏まえ、日本の基本的 stance を発信しつつも、国際 business の展開にあたっては、米仏の対応を参考に幾分なりとも改善を目指すというpractical な行動を取ることである。(例えば、インド等に日本の「基本的 stance」

のみに拘わると business chance はなくなる。インドは NSG で例外的に国際社会に受け入れられている現状を practical に認めることが必要である。)

具体的には

- 1) 相手国に<u>二国間原子力協定で転用を防止</u>し、平和利用を担保する方策を 求める。
- 2) 相手国の制度、体制、技術、運用 system の整備や IAEA 関連業務の活用 方策等の定着を図るため、我が国の<u>支援を徹底</u>する。
- 3) 併せて、2)の体制整備等を相手国が受け入れることを条件に、相手国産業の高付加価値化支援策の協力等の incentive を提供することで、平和利用の徹底を図る。
- **第4点は、**核燃料 cycle の<u>多国間管理構想は核不拡散が目的であることは言うまでもないが、国際 business の展開にも活用し得る</u>ことを踏まえた上で、これに積極的に参画すべきである。

- 1) back end も含んだ、業務・運用を対象に、参加国が分担して、IAEA及び関係国の公的監視 system の下で多国管理を実施する。(Front-end から Back-end まで一貫して管理する国のみが管理主体とされると、日本は除外される。したがって、cycle 全体を合理的判断で切り分け、規制:業務を中心に「公的監視」と「透明性」の徹底を図ることで核不拡散の目的を達成することとすべきである。)
- 2) 日本の business 展開に、この system を利用することで日本国内では拡大に限界のある燃料供給や back end 処理の選択肢を広げる。(現時点では、国内で他国の使用済燃料を受け入れることは困難と考える。)
- 3) このような制度展開の<u>基軸は日米協調</u>にあることを踏まえ、二国間、多国間の制度を構築する場合(例えば、東アジア共同体等)にも、米国の参加又は支援の約束を前提として新たな制度構築にあたるべきである。)

第5点は、国際的な技術的優位の確保は重要であるが、日本の強みの現状と将来展望を踏まえて、資本力、人材力、持続力等を考えた「選択と集中」から始め、 状況に応じて順次拡大すべきである。

具体的には

- 1) 原子力発電 plant 設計・建設ノウハウ、燃料安定供給のスキーム提供、operation 技術等で日本の強みを今後活かせる分野に資源を集中し、国際展開することが重要である。(原子力の平和利用は、「地球温暖化」、「エネルギー安全保障」、「経済性」の3Eの balance がとれた技術選択であるので、日本が先導する能力をもつことは、「経済的」、「外交的」国際貢献の重要な柱となりうるものである。)
- 2) 国内における back end の整備、技術の蓄積は不可欠であるが、日本では 他国の使用済燃料を受け入れることは困難なので、その<u>技術を条件のあった国で活用</u>することを支援する。
- 3) 研究開発の推進にあたっては、国内の全関係組織の一体化が必要であり、 それを実現するために R&D、demonstration 段階での国の全面的支援、 deployment、commercialization の段階での国の支援措置を整備すべき である。(日本の「長期戦略」と「技術開発の時間軸」を踏まえて、日本が全 cycle 技術を世界的にも認められる形で保有することを目的に「研究開発投資」 と「研究開発支援」を実行すべきである。)

第6点は、原子力産業・事業の国際展開にあたってはフランスの体制に見習い、 政官民一体となった推進を図ることが必要である。

- 1) 国際展開にあたっては、フランスのように総理主導で電力会社、プラントメーカー、燃料供給会社、商社等が<u>政官民一体</u>となって対応することが不可欠である。
- 2) 民間部門においても、フランスの AREVA、EDF (電力会社の集約化) のように民間部門が一体となった<u>産業体制の整備</u>を真剣に検討すべきである。globalization 下で半導体を始め多くの事業分野で多数の日本企業が

競合しあうことで、日本産業の国際的地位の劣位化が続いている。今後の原子力の展開でも同じことを繰り返すのを避けることが必要である。(フランス並みに、EDFとGDFの2社体制にし、「電力会社」、「ガス会社」のそれぞれを統合し、「国内地域中心」から「国際的展開」を可能にする産業体制にすることも検討すべきである。)

- 3) 原子力特有の risk 負担 (例えば、長期・多額の資金調達、安全性の徹底、持続的革新的新技術の必要等) については、国が全面的支援を行うことが必要である。(原子力の新増設、front-end、back-end の設備には、国が全面的に前に出るべきである。《民主党の manifest や index に記載した内容の実行を求めることが必要。》)
- 第 7 点は、日本では<u>温暖化対策の決め手</u>の一つは原子力であるとの位置づけを明確にし、相手国の受け入れ状況を確認しつつ日本の体験を国際的にも展開することが必要である。

- 1) <u>温暖化対策に絡んでも、「</u>原子力の活用」を国の内外で位置づけるための、「concept」と「mechanism」の構築に、日本は<u>もっと積極的に対応</u>すべきである。
- **2)** 原子力の平和利用を <u>CDM、JI の対象</u>とすることを <u>COP</u> 等の場で強く発信し、実現に努力すべきである。
- 3) 地球温暖化対策の国際的な支援 finance の枠組みの中で、途上国における原子力開発のための民間の長期融資に対する特別の債務保証システムの構築等も考えるべきである。
- 4) 相手国の capacity building のための研修等の支援措置と共に、原子力の 地球温暖化防止効果を常時明示できる system を提供すべきである。